

平成23年第3回
利根町議会定例会会議録 第3号

平成23年9月6日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	新井邦弘君	8番	井原正光君
2番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
3番	船川京子君	10番	若泉昌寿君
5番	守谷貞明君	11番	白旗修君
6番	坂本啓次君	12番	五十嵐辰雄君
7番	高橋一男君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
総務課長	飯田修君
企画財政課長	秋山幸男君
税務課長	坂本隆雄君
まちづくり推進課長	高野光司君
住民課長	木村克美君
福祉課長	師岡昌巳君
保健福祉センター所長	石塚稔君
環境対策課長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	矢口功君
経済課長	菅田哲夫君
都市建設課長	飯塚正夫君
会計課長	鈴木弘一君
教育長	伊藤孝生君
学校教育課長	鬼沢俊一君
生涯学習課長	石井博美君
水道課長	福田茂君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	記 雑 賀 正 幸
書	記 飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成23年9月6日(火曜日)

午後1時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午後1時00分開議

議長(五十嵐辰雄君) ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長(五十嵐辰雄君) 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告者、9番今井利和君。

〔9番今井利和君登壇〕

9番(今井利和君) 1番通告、今井利和、質問させていただきます。

質問する前に、一言述べさせていただきます。

高木議員の訃報に接し、言いようのない驚きと悲しみ、運命の余りの厳しさに心打ちひしがれる思いです。高木議員は、後期高齢者医療広域連合議員、副議長、厚生文教常任委員長としてご活躍され、その功績はまことに顕著なものでありました。幾多のご功績は永久の利根町政に携わる者、町民の胸に生き、長くたたえられることでありましょう。ともに活動を続けてきた仲間として、衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。

では、質問に入らせていただきます。

放射線への対応について。

原子力発電所の事故収束に向けたステップ1がほぼ達成でき、放射性物質の放出は、3月15日時点の放出量の200万分の1に下がり、敷地境界での年間被曝線量に換算すると1.7ミリシーベルトとなり放射線量の低下になると政府と東京電力は発表したが、その後の放射線についての情報が流れ、まだまだ安心・安全な生活を送ることができません。食品への放射線について内閣府食品安全委員会の作業部会は、生涯に受ける累積線量は1人当たり100ミリシーベルト未満に抑えるべきと発表しております。また、子供については甲状腺がんや白血病など、大人よりも影響を受けやすい可能性があることを指摘しています。

福島県は原発の事故当時、県内に在住していた18歳以下の全県民約36万人を対象に、生涯にわたって甲状腺の検査を行うことを決め、対象者については、ことし10月から2014年3月末にかけて超音波による検査を1回行い、14年以降も2年ごとに行い、20歳を超えた人は5年ごとに超音波検査を行い、しこりなどの異常が見つかった場合は採血・尿の検査などで詳しく調べるとしております。

原発事故後、県外に移った人についても検査を行うとされています。これは、放射線医学の専門家によると、1986年の旧ソ連チェルノブイリ原発事故で放出された放射性ヨウ素の影響により、周辺地域で事故の4年から5年後にかけて甲状腺がんになる子供がふえたことが判明されていることにつき、健康管理の基本として甲状腺の状態を理解することが安心につながるとされています。

そこでお聞きします。町民の健康管理のために超音波検査、尿検査の実施の考えは。また、希望者に病院の紹介などもお聞きします。町長、担当課にお尋ねします。

次に、食品についてお尋ねします。

放射性セシウムに汚染された稲わらが肉牛に与えられていた問題で、県内の畜産農家と酪農家、計1,267戸を対象に聞き取り調査を実施し、出荷される肉牛の安全性確保について全畜産農家を対象にした放射性物質検査を行ったとされています。

福島県、静岡県、新潟県の畜産農家から出荷され放射線に汚染された牛肉計372キロが、県内でも流通していたとされています。国の暫定規制値1キロ500ベクレルを上回る1キロ1,265ベクレルのセシウムが検出され、既に客に提供されたり、自家消費されています。岩手産、茨城産の牛肉も一時出荷停止されました。8月からは、県は、県内の食肉処理施設で処理する県産牛の全頭簡易検査器を導入して検査を実施しています。1日、2日の両日に県内で食肉処理された138頭のうち、30頭からセシウムが検出されたが、61から2ベクレルと国の暫定規制値をはるかに下回り、残り108頭は不検出と発表しております。

県食の安全対策室は、汚染された牛肉を数回食べても健康に影響はないレベルとしているが、お聞きします。通常一般家庭で牛肉1キログラム、1キログラムも食べないと思えますけれども、暫定規制値500ベクレルを超えた1,000ベクレルを飯に食べ続けた場合、何日ぐらいで健康に影響が出てくるのかお聞きします。具体的に数字を示しお答えください。

一つ、県産牛肉の検査結果は県より連絡があるのか。町民の方々に検査結果を公表する

のか、また、数値はなどをお聞きします。町長、担当課、お答えください。

次に、原発事故に伴う農畜産物への損害賠償についてお聞きします。

原発事故に伴う農畜産物の賠償を求める東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策県協議会が東電に提出する請求額の累計は217億7,600万円となり、その内訳は、ハウレンソウ、パセリ、原乳などの出荷制限品目分が約10億7,700万円、風評被害による価格下落分が約39億2,050万円、JA連合会の手数料損害が約7億470万円、農協以外のルートで出荷している農家分を各市町村が取りまとめた分、37市町村分の約36億9,650万円、肉牛の価格下落分、3団体で計618万円とされていますが、お聞きします。

一つ、利根町の農畜産物への損害賠償は。風評被害分は。農協以外のルートで出荷している農家への損害賠償は。

一つ、利根町の現出荷野菜への放射線量測定は、またその数値は。ハウレンソウ、パセリ、レタス、キュウリ等の野菜への安全確認は。町長、担当課、お願いします。

新米の放射線についてお聞きします。

放射性セシウムに汚染された稲わらについて多くの報道があり、米の収穫時期を迎え、農家の方々は放射性物質が含まれていないのか不安で熟睡することができず、苛立ちの毎日が続いていたと思います。茨城県は、放射性物質調査に具体的な調査方法や調査地域などについて協議し、収穫が始まる8月から各市町村で調査を順次開始されています。

調査は、収穫前の予備調査と収穫後の本調査の2段階で玄米を使って実施するとされています。潮来市ではことし作付された米の稲刈りが8月8日から始まり、極早生品種のひたち29号は放射性セシウムは不検出だとされています。鹿島市、神栖市、阿見町も米の放射性物質は不検出と発表しました。利根町の米も安心・安全であるように祈る思いです。利根町の方も不検出と発表されております。

一つお聞きします。利根町の新米の放射線の数値は。また、田んぼの土壌の数値は。

一つ、安心・安全な新米が収穫できたのかお尋ねします。

利根町の米はセシウムが検出されなかったと聞きましたが、改めて、町長、担当課にお聞きします。

次に、小中学校庭の土壌・給食についてお聞きします。

6月24日学校視察時に、原発事故の影響で放射線が不安なのか、プールに入らない、弁当持参の生徒が少数いることを聞きました。放射線量が1年間1ミリシーベルトを超えて現状のままの学校生活を送れば、がんなどの病気を発症する可能性があると言われています。プール授業についても、保護者からプールの水に放射線量が含まれているのではないかとの声に、プールの清掃を保護者、教職員と実施し、プール授業を行った学校があると聞いております。また、学校給食では放射線量に不安の父兄から、子供に給食を食べさせたくないで、弁当を持参させるなどの許可をしている学校もあったと聞いております。

父兄の放射線量への不安を解消するために、町も放射線量を測定しております。7月

27日の空間1メートルですけれども、放射線量は布川小で0.258、文小小学校で0.289マイクロシーベルト、県の空間放射線量測定では取手市が7月27日0.297、8月10日0.269、8月24日0.296、守谷市は7月27日0.247、8月10日0.260、8月24日0.271、利根町は7月27日0.175、8月10日0.192、8月24日0.191マイクロシーベルトと発表されています。取手市、守谷市は県の最高値とされています。

土壌では、6月10日放射線物質の測定を行っております。文小小学校では放射性セシウム134が423、放射性セシウム137が506、合計929ベクレル。布川小学校では放射性セシウム134が642、放射性セシウム137は745、合計1,387ベクレルなどの数値が出ています。

水海道小学校では、プールや側溝の清掃で集められた泥の中から、1キログラム当たり1万8,000ベクレルの放射性セシウムが検出されております。

牛久では、園庭の表土を1センチから2センチ取り除いたら放射線量が毎時0.438マイクロシーベルトから毎時0.248マイクロシーベルトになり、他の保育園では毎時0.566マイクロシーベルトから毎時0.249マイクロシーベルトに半減しております。

守谷市のわかば幼稚園でも、表土除去による放射線量の低減の効果を調べる実証実験を行っております。保護者や地元のボランティアが参加し、園庭に敷かれた砂を、約1センチにわたって削り取り地中に埋めて覆土した結果、地表面が0.30マイクロシーベルトから0.15マイクロシーベルトに低減し、芝の部分は1.5マイクロシーベルトが、除去後0.15マイクロシーベルトになり、放射線量が低下し安心したと園長は喜んでおります。引き続き数値を測定し、子供の安全を守っていきたいと話をしていただいております。

お聞きします。一つ、プール、給食の問題はどう対応したのか、しているのか。

一つ、秋の運動会が行われるが、校庭の土壌の表土除去・覆土をして、より以上に安心・安全な生活を送らせるのか。校庭に対する不安への対策は。

一つ、子供たちの安心・安全のために超音波検査・尿の検査を行い、不安からの解消をする必要があるではないか。

一つ、健康管理をどのように行っているのか。夏休み後の健康管理は。教育長、担当課にお聞きします。

子ども手当についてお聞きします。

子ども手当については、新たな特別措置法に基づいて現金給付を継続することで3党が合意することができ、3歳未満と第3子以降は月1万5,000円、3歳から中学生まで月1万円を支給することになり、この震災、原発事故で困っている家庭のことを考えるとほっとしているところであります。中学生を支給対象にするために、児童手当よりも予算規模が大きくなると言われております。

3歳未満児がいる世帯で年収500万円以下の世帯は、年間1,000円から1万3,000円程度収入がふえ、年収1,000万円以上の世帯の手取額は年間10万円以上の減収となる見通しとされています。高所得世帯の減収対策として、税制上、財政の措置を検討していくとされ

ています。その後、3党の合意で子ども手当は今年度内で法律上廃止され、12年度以降の子供への現金給付は新たな児童手当制度が行われる見込みとなりました。

お聞きします。税制上、財政上の措置とは。企業・地方自治体の負担で利根町の財政への影響力は。

お聞きします。一つ、3歳未満の子供の人数は。利根町における新生児の人数は。また、前年度と比べて増減は。

一つ、1人につき月3,000円減収になる世帯の苦情等は。1万5,000円が支給される世帯の声は。つまり子ども手当の効果はということですが、町長、担当課にお聞きします。

私は、子ども手当、児童手当の名称にこだわる必要はないと思います。日本の将来を担う子供たちがすくすくと育ってもらう環境づくりの制度を充実することが大切と思う。行政側が事務手続で大変な尽力を費やすが、子供たちのために、この制度がスムーズに運営、運行されることを願い、そして、少子化防止のためになるようお願いして、1回目の質問を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 今井利和君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） 皆さんこんにちは。議員の皆様方には、きのうに引き続き大変ご苦労さまでございます。

それでは、1番通告、9番今井議員のご質問にお答えをいたします。

町民の健康管理のために超音波検査、尿検査の実施の考えはというご質問でございますが、放射線による健康影響の検査実施につきましては、国が先ごろ福島県内の比較的放射線量が高い地域の15歳未満を対象に、甲状腺と甲状腺の内部被曝検査を実施し、その結果は問題となるレベルではないと報告がされております。

一方、県内の動きといたしましては、茨城県原子力安全対策課におきまして、各市町村の大気中の放射線量率を測定し公表をしております。現段階では検査の必要性はないとの判断であり、検査の予定もないとのことでございます。

また、放射性セシウムによる外部被曝、並びに内部被曝につきましては、医療行為により受ける放射線量と比較をしても微量であり、健康に被害をもたらす可能性は低いと考えられております。

以上のようなことから、町としましても水道水の検査も実施しており、安全性を確認しているところから、健康影響調査の実施は考えておりません。

今後におきましても、国及び県の動向、また、町の状況等を周知し対応していきたい、そのように考えております。

次に、通常一般家庭で仮に1,000ベクレルの牛肉を食べ続けた場合の影響はとのご質問

でございますが、7月8日、9日にかけて福島県南相馬市の特定の農家から出荷された牛11頭の肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出され、出荷が制限されました。

その後、福島県は全頭検査を実施し、茨城県でも出荷分については全頭検査を実施しております。現在では暫定規制値を超えるものは出荷されておられません。したがって、1,000ベクレルの牛肉を食べ続けることはないと考えております。

仮に成人で放射性セシウムが暫定規制値である500ベクレル検出された牛肉を毎日200グラム摂取した場合、1年間に0.48ミリシーベルト程度になります。この計算方法は、500掛ける0.2キログラム掛ける365掛ける1.3掛ける10のマイナス5乗（係数）イコール0.475という計算方式になります。胃のエックス線集団健診1回の0.6ミリシーベルトより低い値となります。

消費者庁の発行している食品と放射能Q & Aの中で、ICRP、国際放射線防護委員会によれば、100ミリシーベルトを被曝すると、がんの死亡率が0.5%程度上昇すると言われておりますと記されております。

続いて、出荷牛肉の検査結果は県より連絡はあるのかとのご質問でございますが、8月1日から茨城県産牛肉について全頭検査を行っており、その結果は茨城県農林水産部畜産課長よりファクスで通知を受けております。

また、町民の方々に検査結果を公表するのかというご質問でございますが、検査結果につきましては、茨城県のホームページにすべて公表されております。

数値はとのことでございますが、茨城県内においてこれまでの検査結果、すべて暫定規制値以下となっております。

次に、利根町の農畜産物への損害賠償等のご質問でございますが、まず、損害賠償はとの質問にお答えをいたします。

広報とね7月号で、東京電力原発事故農産物の被害農家にかわって損害賠償請求をする窓口のお知らせとして、農家の皆様にお知らせしてございます。農家より申請のありました分につきましては、東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策茨城県協議会へ提出をしております。

町の役割としては、JA以外へ出荷している農家を対象とし、その農家から提出される委任状、報告書様式、証拠資料等の取りまとめと内容確認を行い、東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策茨城県協議会への提出を行います。

続きまして、風評被害分はとのご質問でございますが、これは販売先からの返品や販売金額の減少等を対象としております。

次に、農協以外のルートで出荷している農家への損害賠償はとのご質問でございますが、現在、3件、町を通して申請中でございます。

内容は、出荷制限となった野菜の生産者段階での廃棄処分による損失、風評被害による販売金額の減少などとなっております。

続きまして、現出荷野菜への放射線量測定は、数値は、とのことですが、現在においても、県において定期的に野菜類のサンプリング調査を行っております。また、直近の茨城県農林水産部長通知によりますと、主要農産物の検査結果につきましては、すべて暫定規制値を下回っております。ハウレンソウ、パセリ、レタス、キュウリ等の野菜への安全確認はとのことですが、県におきましては、農産物の安全確保を進めており、出荷初期や出荷盛期を中心に検査を実施し、結果についても公表をされております。

次に、新米の放射線の数値は、田の土壌の数値はとのご質問でございますが、新米については検査機関において検査をした結果、町内4地区で検出せずございました。

他の土壌数値は、田植え前の段階で検査した結果では、近隣の龍ヶ崎市で496ベクレルパーキログラムカウント、稲敷市で484ベクレルパーキログラムカウントという結果が出ております。

また、国が調査し、8月末に発表した農地の土壌検査で、これ畑であります、利根町は624ベクレルパーキログラムカウントという結果が出ております。

最後の、安心・安全な新米が収穫できたかとのご質問でございますが、現在、町内4地区から採取したものを検査したところ、安全を確認したところでございます。

2番目の小中学校校庭の土壌・給食についてというご質問に対しては、教育長、担当課長より答弁をさせます。

続きまして、子ども手当についてのご質問にお答えをいたします。

税制上、財政上の措置についてはとのご質問でございますが、まず、子ども手当の制度でございますが、平成22年度から児童手当の制度を拡充した制度として始まり、ゼロ歳から中学校終了までの子供1人につき月額1万3,000円を、子供を養育する父母等に支給する制度であります。

8月26日に10月からの子ども手当支給額を変更する特別措置法案が可決成立しておりますので、10月以降はゼロ歳から3歳未満に月額1万5,000円、小学校卒業までの第1子と第2子にはそれぞれ1万円、第3子以降には1万5,000円を支給し、中学生には一律1万円が支給されることとなります。今井議員おっしゃるとおりでございます。

また、8月4日に自民党、公明党との間で子供に対する手当の制度のあり方について合意された内容の一部に、所得制限世帯における所得税及び住民税の扶養控除、まあ所得控除ですね、扶養控除の廃止による減収に対する必要な税制上、財政上の措置を検討し、平成24年度から所要の措置を講ずるものとするということになっております。

これは、今後手当の支給において所得制限を設けた場合、所得制限世帯における平成22年度税制改正で廃止された年少扶養控除の措置ではないかと思われませんが、今後国会で審議されるものと考えております。

利根町の財政への影響につきましても、財源の内訳が決まってはいませんが、現制度と変わりなければ影響はないのではないかと考えております。

次に、3歳未満の子供の人数は。利根町における新生児の人数は。また、前年度と比べての増減はとのことですが、子ども手当における3歳未満の子供の人数は、8月22日現在293人となっております。また、新生児の出生時の人数ですが、平成22年度茨城県人口動態統計から見ますと、出生児は94名となっております。なお、21年度については81名であるため、13名の出生児増となっております。

続きまして、10月からの子ども手当の支給額変更に伴う苦情等の問い合わせのご質問でございますが、現在のところ特に苦情等はございません。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） 今井議員の質問にお答えいたします。

プール、給食の問題についてのご質問でございますが、利根町におきましては、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故以来、放射能汚染を危惧する観点から、児童生徒の安全性について特に配慮をしているところでございます。

現在、教育委員会としては、町で購入しました放射線量測定器において、学校の校庭の大気中の放射線量を毎週1回測定し、公表しているところでございます。

初めに、小中学校のプールの放射能への対応でございますが、今年度のプール清掃は、児童生徒の安全性を確保するという観点から、学校職員と保護者で実施したところでございます。

プール水については、プールの授業が始まる前の6月3日に第1回目の放射能の水質検査を行いました。水質の安全を確認した上で授業を開始しております。また、約1カ月経過した6月30日に第2回目の水質検査を実施し、その間に雨もございましたが、放射能は検出されておられません。今年度のプール授業は安全に実施できたと、このように思っております。

次に、給食については、さきの福島原発事故後、特に給食食材の安全性について危惧したところでございます。

現在、国では安全な基準を設けて対応しているところでございまして、このうち飲料水や食べ物に含まれる放射性物質については、厚生労働省で暫定基準値を定め、これを上回る食品などは食用に供されることのないよう、食品衛生法で規制されております。また、これらの規制値を超えたものについては、流通させない取り組みがなされています。

町の学校給食で使用されている食材は、茨城県内の学校給食用物資を適正、円滑に供給することを目的として設立された財団法人茨城県学校給食会、町の登録業者から安全な食材の購入をしております。

今後とも利根町の学校給食につきましては、安全・安心な給食を提供してまいりたいと考えております。

次に、運動会等での放射能による校庭に対する不安への対策についてのご質問ござ

いますが、町では6月10日に各校の校庭の土壌検査を実施しております。ヨウ素131については検出されておりませんが、セシウム134が一番高い数字で642ベクレルパーキログラム、セシウム137が745ベクレルパーキログラムの数値を検出しております。

現在比較する基準はございませんが、国の基準値では作物の作付をする場合の土壌の基準が5,000ベクレルとしております。

各学校においては、今年度も秋の運動会、体育祭の実施を予定しております。放射線対策としては、児童生徒の安全を確保するために、事前練習時の対策、当日の種目の検討、見学児童生徒の対策、昼食時の対策などの検討をしております。

また、校庭の表土除去につきましては、現在のところ各学校の大気中の放射線量の測定値が国の基準の1マイクロシーベルト以下でございますので、状況を見ているところでございます。

今後、放射線量の測定値が1マイクロシーベルトを超えるようなことがあれば、土壌の表土除去及び覆土を行うことも考えております。

次に、子供たちの安心・安全のために超音波検査、尿の検査を行い、不安からの解消をする必要があるのではないかとこの質問でございますが、福島県では東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、事故当時、県内に在住していた18歳以下の全県民約36万人を対象に、生涯にわたって甲状腺の検査を行うことを決めたとのことでございます。

対象者については、ことし10月から2014年3月末にかけて超音波による検査を1回を行い、14年以降も2年ごとに、20歳を超えた人は5年ごとに超音波検査を行うとのことでございます。

現在、茨城県においては超音波検査、尿の検査の実施については決定されておられません。町としては、今後の県の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、健康管理をどのように行っているか、夏休み後の健康管理はとのご質問でございますが、現在、学校においては放射線による健康への影響がないようにするため、五つのことを気をつけるよう指導しております。

一つ、土や砂を口に入れない。二つ、飲料水以外の川や水たまりの水を口にしない。3、外で遊んだら手や顔についた土や砂をよく洗い落とす。4、服についたほこりを払い落としてから教室に入る。5、雨にぬれないようにする。

なお、現在の利根町の放射線量は健康に影響が出る値ではないと考えておりますが、今後も継続的な健康管理が必要であると思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 9番今井利和君。

9番（今井利和君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

原発の事故によって放射性物資が放出され、がんなどを引き起こす危険性のある放射性セシウム137が大気中に漂っています。放射性セシウム137は、長い間、放射線を出し続ける性質があるとされています。放射線の量が半分に減るまでに30年もかかるとされていま

す。その放射性セシウムは雨と一緒に落ちて地面や森林、屋根など、いたるところについて取り除くことが必要とされています。放射性セシウムを含んだ牛肉、野菜などを食べると、体の中で放射線を出し続け、水に溶けやすいのでおしっこの中に溶け出して、80日から120日で半分が排出され、さらに次の80日から120日でさらに半分が排出されていくとされています。

利根町は土壌の放射線量の測定を6月10日行っています。1回の測定だけではなく、継続して放射線量の測定をしてもらいたいと思います。各地区の公園、各校庭、田んぼ、畑など土壌の測定、また空間の測定をして、町民が安心・安全な生活が送れるようにしてもらいたいものです。

そこでお聞きします。次の土壌の空間の放射線量の測定はいつごろになるのか。公園については環境対策課、田んぼ、畑については経済課、そして水道水の測定は水道課にお尋ねします。よろしくお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 環境対策課長蓮沼 均君。

環境対策課長（蓮沼 均君） 今井議員のご質問にお答えします。

今現在、6月からですけれども、空間値におきましては毎週測定しまして、木曜日にホームページまたは回覧等で発表、報告しております。

その空間値は小中学校、公園、幼稚園、保育園ということで、空間値に関しましては発表しているところでございます。

また、土に関しても先ほど今井議員がお話したとおり、6月に測定しまして、そしてまた9月に行おうかなと思っていたのですけれども、今回、ベクレルをはかるシステムですね、食品をはかる放射能の測定器を発注ということで、二重になってしまいますので、その機械が来ましたらすぐ土壌の放射能の検査をしていきたいと思っております。

また、1週間に一遍、その土とか空間値に対しても公表してまいりたいと思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 水道課長福田 茂君。

水道課長（福田 茂君） 水道水の放射性物質のモニタリング調査ですけれども、3月24日から4月11日までは毎日測定いたしました。それから、4月14日から5月18日までは週2日、5月25日から現在に至るまでは週1回、毎週水曜日に測定してございます。

今後の測定ですが、このまま大気中の放射性物質の濃度が一定、また下がるようであれば、このままの状況で週1回の検査を実施していきたいと考えております。

また、途中で数値が上がったりした場合には、その頻度をふやして検査の方をしていきたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 経済課長菅田哲夫君。

経済課長（菅田哲夫君） それでは、お答え申し上げます。

今ほど環境対策課の方から答弁があった測定器ですか、そちらの機械の方で、田、畑な

りの土壌を検査していきたいと思っております。

今までは国の方で2回ほど、この近隣と、それから、利根町も今回8月末に発表されてございますので、セシウムについては今は余り動かないということでございますが、ただその辺の数値を今後購入する測定器の中で、サンプリングしまして測定していきたいと考えてございます。

議長（五十嵐辰雄君） 9番今井利和君。

9番（今井利和君） いろいろありがとうございました。

今ちょっと聞くのを忘れたのですけれども、1回の測定費用はということで聞くのを忘れてしまいましたので教えてください。

時間の関係で少し手際よく質問したいと思います。

新米について、経済、環境対策課ですか、聞きたい部分だけ質問します。

米の風評被害の対策は。利根町の米に、安心・安全と書かれたシールなどの貼付をしては。

つくば市のみずほ村直売所市場では、野菜に一つ一つ放射線量の測定値を表示してあります。ここは不検出という品物しか売っておりませんけれども、発売しているところがあります。その結果、8割のお客さんが戻り、7億円の売上高が戻ったとされています。正確な情報を的確に消費者に伝えるために、町長、農業委員会、土地改良区、農協と調査をして最良の策を県、国へ求め、風評被害を最小限に抑えるように図っては、その考えは、町長、担当課、お願いします。

時間の関係で一遍に質問だけさせてもらいます。

次に、米の放射性物質の検査を実施しますということで回覧が回ったのですけれども、検査結果を回覧で回す考えは、担当課、お願いします。

出荷時期がおくれ、期待した値がつかなかった農家への補償はどのようにするのか、環境衛生課、経済課、お聞きします。時間の関係で答えをいただく前に質問します。

教育長にお尋ねします。

牛久高の雨どい下などで高さ1センチのところではかったものですが、毎時9.4マイクロシーベルトを記録し、取手一高が0.36、竜ヶ崎南高が0.348、取手二高が0.302、藤代紫水高が0.302とされていて、県南地区は放射線量が高いとされています。

お聞きします。子供たちの安心・安全のための除染について、もう一度お聞きします。

一つ、子供たちに線量計を持たせ、安心・安全を確認させている学校もあると聞いたことがあるが、教育長、その点についてお伺いします。

4月19日発行の日常生活における放射線量の対策を読ませていただきました。わかりやすく書いてあります。お聞きします。

2学期から少しでも安心ができる環境で学校生活を送ってもらうためにも、詳細な放射線量マップを作成し、保護者に配布の考えは。教育長、お聞きします。

毎日の給食、その食材の安全の確認はどのようにしているのか、食材の安全のためにもう一度町独自で放射線量が含まれていないか食材の安全確認をはかつては。教育長、お願いします。

議長（五十嵐辰雄君） それでは、教育長伊藤孝生君。

教育長（伊藤孝生君） それでは、お答えします。

一つ目は放射能線量計を持たせてはというご質問でございましたが、福島市では、児童生徒、幼稚園、保育園の園児一人一人に、バッジ型の積算線量計を配布して、個人ごとに放射線量を把握するとともに、子供たちとその保護者の安心につながっていると、このように聞いております。

利根町におきましては、超音波検査、尿検査と同様、特に考えておりません。

また、安全な放射線量ということで、特にマップ等の方も現在はつくられておりません。

続いて、安心な食材の検査についてですが、食材については、先ほど申し上げたとおり、その安全は確保されていると思います。しかし、さらに安心な食材の確保のために、新たな食品放射能測定器がまいりますので、それをもって野菜等の食材の検査を実施していきたいなと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 経済課長菅田哲夫君。

経済課長（菅田哲夫君） それでは、ご質問にお答え申し上げます。

まず、風評被害ということで、そちらを新米の方をシール等で表示しながらというご提案をいただきまして、そういうシール等で買う方が何でもないんだということがわかるようにということで、そのようなやり方も含めまして、今後有効な手立てというか、何かやり方というのを探していきたいなと思っております。

次に、今回の米の検査の結果について、回覧での皆様への周知ということでございますが、もう準備してございまして、回覧の準備を今しているところでございます。皆様にお知らせしていきたいなと、安心していただきたいなというところで、今、作成中でございます。

それから、出荷がおくれました農家の方、補償はどうかというようなことでございますが、これも風評とはちょっと性質が違うのかなと思います。はっきりと申し上げられないのですが、いずれにしましても、東京電力への請求になろうかと考えているところでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、水道課長福田 茂君、検査結果について、費用関係です。

水道課長（福田 茂君） 検査費用につきましては、1検体当たり税込みで3万1,500円でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、環境対策課長蓮沼 均君。

環境対策課長（蓮沼 均君） 環境対策課の方では土の放射線の方を検査しまして、1検体4万円、5検体行いましたので20万円ということでございます。これは消費税を抜い

てございます。

議長（五十嵐辰雄君） 9番今井利和君。

9番（今井利和君） 町長、農業委員会、土地改良区、農協と調査をして、最良の策を県、国へ求める風評被害を最小限に抑えるように図っては、その考えはと担当課と町長にお尋ねしたのですけれども、まだ答えが返ってきません。最後の質問に入らせてもらいます。

8月30日の放射線に関する講演会では約300名が参加してくれました。放射線に関心を持っている人がたくさんいます。放射線マップの配布の考えを、町長、担当課、お聞きします。

放射線に負けず安心・安全な活気あるまちづくりを期待して、私の質問を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 今、今井議員おっしゃったとおり、8月30日、筑波大の松本 宏教授に来ていただいて、住民を対象にした放射線に対する講演を開いたところでございます。

松本先生もおっしゃるとおり、今の現状の放射線量であれば、健康に害するようなことはないだろうという、逐一放射線の構造等も説明して住民の皆さんに聞いていただいたところでございます。

放射線も大変怖い物質ではございますが、今はそういう状況でございますので、今井議員ご指摘のとおり、風評被害の方が非常に問題であろうと、行政の方もそのように認識をしております。

この前、竜ヶ崎JAの組合長が見えまして、福島のみもですか、桃が放射線の検査をして未検出にもかかわらず、市場に持っていても売れないという状況であると。値段が半値以下という話もしておられました。

今後、行政としましても関係機関と連携を取り合いながら、この風評被害に対して対応していきたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 環境対策課長蓮沼 均君。

環境対策課長（蓮沼 均君） 今、今井議員の方から利根町の放射線のマップということで、つくってみてはどうかというご質問ですけれども、県の方ではそういう放射線のマップというか、どういうふうに流れるかという、大まかに利根町の方を示した図面がございますが、今、急にマップということで利根町でも必要かどうか検討してまいりたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 今井利和君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

午後2時00分休憩

午後 2 時 1 0 分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

2 番通告、7 番高橋一男君。

〔 7 番高橋一男君登壇 〕

7 番（高橋一男君） 皆さんこんにちは。2 番通告、高橋です。私は、今回、3 点ほど質問いたします。

まず、1 点目が土地利活用についてでございます。それから、2 点目が放射線問題について、2 点目お尋ねいたします。それから、3 点目が公共事業の入札に関してのことで、先ほど今井議員の方から放射線の問題につきましてはかなり詳しく質問されておりまして、私の聞くところがないような感じもしますけれども、これは事前通告ですので、原稿をつくったのが約 1 カ月ぐらい前につくっておりますので、私もこの質問のとおり、とりあえず質問いたしますので、答弁の方もそれなりに答弁していただきたいと、このように思っております。よろしくをお願いします。

まず最初に、土地利活用でございます。

利根町の土地利活用推進協議会は、これまで旧利根中跡地、旧布川小跡地、東文間小跡地、それから、中田切にあります町有地の 6.3 ヘクタールの土地等でございます。このような内容で協議を重ねてまいりました。

特に昨年の 11 月 29 日に第 5 回土地利活用推進協議会が開かれた中で、旧利根中、旧布川小学校利活用の活用提案について、提案者側から、これは学校法人タイケン学園からの説明があり、また、旧東文間小学校の活用について、活用提案者の財団法人高齢者生活支援機構の方から説明がございました。

学校法人タイケン学園につきましては計画どおり進められていると、このように思っておりますが、しかしながら、旧東文間小学校の活用につきましては、財団法人高齢者生活支援機構の計画が全く見えていない。計画が断念されたのか、されないのか、それとも我々の協議会の中では一切説明はございません。そこで、現在の進捗状況と新たな計画がございましたらお尋ねいたします。

また、6 月定例会で農産物直売所のあり方の再検討を求める決議が、賛成者 8 名で可決されました。このことについて、今後、その計画について町長はどのように考え、どのように進めていこうとしているのか、その辺をお尋ねいたします。

それから、2 点目ですけれども、これは 3 月 11 日の大震災から間もなく半年になろうとしております。しかし、今なおもって避難を余儀なくされている多くの住民の方たちが不安な生活を送っているところでございます。被災地の復興もなかなか思うように進まない現状、このことは政府の責任でもあります。また、8 月 29 日に民主党代表選挙が行われ、新たに野田新総理が誕生いたしました。この野田新総理のもとで一日も早い復旧復興を期待するところでございます。

また、福島第一原発事故による放射能汚染が東日本全体に大きな被害をもたらしているところでございます。それによる放射線量が基準値以下であっても、安心できない風評被害が心配されているところでございます。

そこで、次の点をお尋ねいたします。先ほども今井議員の方からたびたび出ている内容と重複するのですが、利根町の米、野菜等の放射線量の検査と安全性についてお尋ねいたします。

二つ目が、町の畜産農家への稲わら、肉牛の検査についての内容をお尋ねいたします。

それから、3点目が利根浄化センター内の焼却灰、それから、龍ヶ崎地方塵芥処理組合から出されているごみの焼却灰です。これの放射線量と処理についてもお尋ねいたします。

それから、3点目、これは公共事業の入札制度でございます。

この問題については、私、3月の定例議会の一般質問でも一度行っておりますが、その内容で、どうも私が町長の答弁に対して非常に納得できない面がたくさんございます。そこで、再度質問いたします。

一般質問入札対象の拡大により、官製談合を未然に防ぎ、入札の公正、公平性を高め、地場産業の保護、育成、落札価格も下がる効果があることから、入札制度の改革が求められているところでございます。利根町は、事業費5,000万円以下は指名競争入札で行われているところでございます。改めてお伺いいたします。

一般競争入札の上限を下げ、条件付き一般競争入札の拡大により、参加しやすいシステムをつくる必要があるかと思いますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 高橋一男君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、2番通告、高橋議員のご質問にお答えをいたします。

土地利活用についてのご質問に、初めにお答えをいたします。

学校跡地や町有地6.3ヘクタールの現在の進捗状況と新たな計画についてのご質問でございますが、ご承知のとおり、旧利根中学校、旧布川小学校跡地は、学校法人タイケン学園が4年制大学設置に向けて、現在、文部科学省の大学設置・学校法人審議会において審議中であります。審議の結果、大学設置が認められれば、本年10月末に設置認可があり、来年4月に開学する予定となっております。

また、旧東文間小学校跡地については、適合高齢者専用賃貸住宅の開設に向け、事業者が町及び茨城県の関係部署と協議を行っているところであります。

一方、町有地6.3ヘクタールについては、活用したいとの提案が来ており、今検討中ですが、ただ、議員もご承知のとおり、この地区は市街化調整区域でありますので、提案されたものが都市計画法上立地可能かどうか、これも現在、茨城県と協議をしているところでございます。

次に、農産物直売所の今後の計画をどう考えているのかということでございますが、議員は土地利活用推進協議会の委員でもありますので、よくご承知かと思いますが、改めて農産物直売所等が学校跡地等利活用計画書に盛り込まれた経緯について、整理してご説明申し上げますと、学校跡地等の利活用については、さまざまな分野の方々より広くご意見やご提言等をいただきながら検討していくことが重要であると考えまして、土地利活用推進協議会を立ち上げ、昨年度、合計6回の協議会を開催していただきました。

委員の皆様には、毎回、真剣に議論をしていただき、特に農産物直売所等については、多くのご意見や問題点を出していただいたところであります。

協議会での議論は、町の上位計画、都市計画マスタープランに位置づけされている千葉竜ヶ崎線沿いに、買い物や娯楽などの魅力的でにぎわいのある商業地の形成を図ることや町の農業振興の観点からも、農産物直売所自体については反対ではない。ただ、開設するには多くの問題点や課題があるだろう、そのことをまずクリアしていく必要があるのではないかといった内容でございました。

協議会ではこれらの議論を踏まえ、旧利根中学校跡地活用の一つとして農産物直売所等の開設を利活用計画書に盛り込み、あわせて農産物直売所等開設準備委員会を新たに組織して、協議会で出された問題点や課題等について調査検討を行っていく必要があると、この計画書に併記したところでございます。

一方、議会からは、3月定例会において、農産物直売所等開設準備委員会関連の予算を盛り込んだ平成23年度予算を承認していただきましたので、この予算に基づいた事業を執行する予定でありました。そのような折に、6月の定例会において、農産物直売所開設のあり方の再検討を求める決議がなされたわけでございます。

私は、この議会での決議を真摯に受けとめ、現在まで関連する予算の執行は行っておりませんが、今後の進め方については、土地利活用推進協議会のご意見等をお伺いしながら決定してまいりたいと、そのように考えております。

次に、放射線問題についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、今井議員の答弁と重なるところがあるかと思いますが、利根町の米、野菜等の放射線量検査と安全性についてということでございますが、まず、米については、国が示した米の放射性物質調査の基本的な考え方についてに基づき実施をします。

調査は収穫前の予備調査と収穫後の玄米による本調査がでございます。利根町は空間放射線量率が0.1マイクロシーベルトパーアワー以下であるため、本調査のみの実施となります。

実施内容は、利根町を布川、文、文間、東文間地区に分け、1地区1サンプルを検査しました。検査機関は、茨城県環境放射線監視センターであります。

この検査の結果、4地区においてすべて放射性物質は「検出せず」の報告があり、利根町の主食用米は安全性が確認され出荷販売が可能となりましたので、その結果が出た後、

すぐ住民の皆さんにも防災無線でお知らせをしたところでございます。

次に、野菜についてでございますが、現在も県において定期的にサンプリング調査を実施しており、安全が確認されております。

次に、町の畜産農家への稲わら、牛肉の検査についてとのことでございますが、稲わらの検査につきましては、現在、米の放射線検査を行っている状況でありますので、県によりますと今後県全体として稲わらの検査も行っていくとのことでございます。

また、牛肉の検査につきましては、8月1日より県におきまして、茨城県産牛肉について全頭検査を行っております。

利根浄化センター内の焼却灰の放射線量と処理についてお答えをいたします。

利根浄化センターに問い合わせをした回答によりますと、直近の8月3日の放射性物質濃度は脱水汚泥183ベクレルパーキログラム、焼却灰が4,500ベクレルパーキログラムということであり、焼却灰の距離10センチの箇所の放射線量は3.2マイクロシーベルトパーアワー、7月26日となっております。

また、処理状況については、国の環境省から8,000ベクレルパーキログラム以下の下水汚泥については、管理型最終処分場へ埋め立て可能という基準が示されたことから、民間の中間処理業者と処分契約を結び中間処理を行い、焼却灰を安定化して管理型処分場で処分を行っているとのことでございます。

ちなみに、遅くともことしの10月いっぱいには、すべての汚泥が搬出されると聞いております。

次に、龍ヶ崎地方塵芥処理組合から出されるごみの焼却灰の放射線量と処理についてでございますが、組合及び当町のホームページでその情報を公開しているところでございます。

その内容でございますが、7月12日に龍ヶ崎地方塵芥処理組合における焼却灰等の放射性物質を測定しましたところ、焼却灰のダスト固化物から1キログラム当たりセシウム134について9,300プラス・マイナス・60、セシウム137が1万プラス・マイナス・60ベクレルという高い数値が検出されております。

そのため、平成23年6月28日付環境省事務連絡「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取り扱いについて」に基づき、8,000ベクレルパーキログラム以下のスラグ、すなわち溶融固化物については、本組合最終処分場に埋め立て処分をしております。

なお、組合の敷地境界付近9カ所で、7月15日、20日に測定した空間放射線量、地上1メートルでの放射線量は0.301から0.492マイクロシーベルトパーアワーで、龍ヶ崎市内64カ所の放射線測定結果と比較しても、ほぼ同水準であり、これら焼却灰による周辺への影響はほとんどないと考えております。

また、組合の発表によると、清掃工場や最終処分場付近での空間放射線量及び観測井水中の放射性物質について、随時モニタリングを実施し、その結果については組合ホームペ

ージで公表するとのことで、町においても連動して町のホームページ等でその結果をお知らせしたいと思っております。

次に、公共事業の入札制度についてのご質問にお答えをいたします。

一般競争入札の上限を下げて、条件付き一般競争入札の拡大により参加しやすいシステムが必要ではないかとのことですが、議員もご承知のとおり、公共事業の入札については、関係法令及び町の規定に基づいて入札、契約の手の透明性、公正性及び競争性を高めるために、平成20年4月から郵便入札制度の導入をしたところでございます。

また、平成21年4月から、それまで一般競争入札の対象工事の設計金額が建築工事で3億円以上、土木工事で2億円以上であった規定を、設計金額5,000万円以上に改正をしております。

条件付き一般競争入札の拡大を図り、新しいシステムを導入して、一層の透明性、公正性及び競争性を高めることが入札制度の改革に求められるものでありますが、一方で、今実施しています指名競争入札では、町内業者の育成の観点から、等級格付けをしている工事についても、町内業者に限っては等級格付けの規定にかかわらず選定をすることができることとして配慮しているところでもあります。

このようなことから、一般競争入札の設計金額の基準の引き下げと条件付き一般競争入札の拡大については、町内業者の育成に配慮するという観点もありますので、実施については非常に難しい、今後における検討課題であると考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） まず最初に、土地利活用の件でございますが、これは今、町長が答弁された中に、東文間地区に関しましては、いろいろな手続上、制度の問題、あるいは土地の場所的なものについて非常に時間がかかっているようなニュアンスの答弁かと思いますが、それにしても、我々、私も土地利活用協議会の一員でもあるし、これまで6回、それから、改選になってから一度ですか、7回やっておりますが、その中でこの東文間の医療法人ですか、この問題を一度説明があったきりで、全く進展があったものも何もない、全く説明がないのですよ。その辺をどうして、今現在こういう状況ですと、こういうことで今ストップしているんですよということを、なぜこれまで発表しなかったのか、担当課にちょっとお聞きしたいのですが、何か理由があるですか。まちづくり推進協議会の担当課。

議長（五十嵐辰雄君） まちづくり推進課長高野光司君。

まちづくり推進課長（高野光司君） それでは、高橋議員の質問にお答え申し上げます。

東文間小学校の適合高齢者専用賃貸住宅のことですが、先ほど高橋議員言われたとおり、協議会につきましては11月29日、また全員協議会につきましては、次の日の30日に、担当が来てご説明したところでございます。

そこで町長から言いましたとおり、あその場所は市街化調整区域でありますので、適

合高専賃をそのまま県の方に協議に、業者が行きました。そうしたら、関係する課が建築指導課、住宅課、長寿福祉課がありまして、なかなかそこら辺の調整がつかなかったということでございます。

現在は特定施設入所者生活介護事業というものを実施している業者でないと、調整区域内のあその場所には建設できないという、都市計画法上の立地条件が整わないということでございます。

その中で、町も全体的な関係課が集まって協議して、また、県とのやり取りについても、逐一、業者から説明を受けているところでございます。そこら辺がなかなか、業者の方の執行に当たっての受け入れができていないということでございます。

また、特に業者の方ですね、高橋議員言われたとおり、当初は事業主体が一般財団法人の高齢者生活支援機構という形で申請がありました。その後、業者が若干、申請者が変更になってございます。事業主体が、先ほど言いました一般財団法人高齢者生活支援機構が今度は運営の方に回って、事業主体が医療法人徳友会という医療法人の方に変わっていったということで、図面等もそこで再度、当初に示された内容とは違った内容が出てまいりました。そこでまた県の方で、その内容についての審議を行っているということでございます。

ですので、申請された事業主体が若干変わる、施設の内容が変わるという作業をここで何度か繰り返してございます。

最初来たのから経緯を申し上げますと、8月23日、前年度の8月22日に町の方に申請が上がったと、先ほど言いました変更につきましては、23年の4月5日に先ほど言いました医療法人徳友会に変わったんだと、それで、校舎にも施設を建てるんだという内容でございました。またそれから7月の29日に、やはり同じように施設の内容が変わったということで、何度か繰り返しているところでございます。

そこで、県の状況がどんな形で進めているんだという形で業者に伺っているところでございまして、特につい最近では8月22日、先月の22日に県の住宅課の方から、実はこういう法人が来て、今私どもで指導したんだという内容が私の方に来ました。

その内容が、高齢者住宅なんですけれども、サービスつき高齢者向け住宅ということで、新しい都市計画法が改正になって10月に向けての、この制度ですか、高齢者住宅と介護が一体となった法律が改正されるので、それに向けて進めているんだという形の事を指導したという話ですので、10月以降、新たに先ほど言いましたサービスつき高齢者向け住宅に申請が上がってくるのだろうという感じしております。

ただ、事業主体が若干ぐるぐる変わるので、再度もう一度申請し直してほしいという話を業者の方にしてございます。そんな関係上、土地利用協議会、並びに議会の方に報告できなかつた。なおかつ、町民の皆様にも報告できなかつたという状況でございます。

実際事業を進めておりますので、ある程度10月以降決まりましたら、協議会を開いて説

明していきたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） 今の説明の中で、徳友会と言いましたね、これ徳友会というのは一般財団法人高齢者支援機構と一緒にではないのですか。別会社ではないですよ、一緒ですよ。別会社なんですか、これ。

この計画の案内の中には三つの法人の名前が入っているんですね。高野課長もわかっていると思いますけれども、この計画の案内の中に一般財団法人高齢者生活支援機構、医療法人徳友会、NPO法人クオリティー・オブ・ライフと、これ三つ名前が入っていますね。この会社はすべて違うんですか。一緒でしょう。この計画書の中に名前があるのは、私はそう理解していたのですが、今の話ですと違うということ。

これからいろいろ変更があるということは聞いておりますので、その辺も変更は変更でちゃんと協議会の方へある程度状況を逐一我々にきちっとした形で、そのための協議会があるわけですから、その辺も含んで説明していただければいいなと思っております。その辺はどうか、今後について。

議長（五十嵐辰雄君） まちづくり推進課長高野光司君。

まちづくり推進課長（高野光司君） やはり11月29日皆様にご報告しましたので、県の方に実際申告ですか、事前協議のまだ書類もできていないという状況でございます。基本的には東文間小学校が我々で活用したいんだという文科省の廃校利用のシステムの方に提案した、その中でその法人が来たということでございます。

ですので、法人があくまでもこういうのをやりたいという前提でありますので、そこを尊重していきたいと思っております。それがあある程度確定して、または介護だとか都市計画だとか、いろいろな関係課を調整すると、その骨子となるものが変更になっているので大変困っているということです。

また、先ほど高橋議員言われたとおり、事業主体が最初は一般財団法人高齢者生活支援機構で、中の介護を運営する法人が徳友会、協力団体がNPOクオリティー・オブ・ライフというのが申請内容でございました。提案書なんですけれどもね。

その後、先ほど言いましたとおり、3月7日に今度また変更をかけているんです。事業主体が今度医療法人になったということでございます。NPOが抜けて、運営を今度支援機構がやったということで、我々は学校をこうしたいですよというものが来て審査して、そのときには、普通でしたら開発機構でしたら事業計画があっているいろいろあるんですけれども、提案書ですから、その提案書を皆様にご説明したということでございますので、これからはある程度、検討または内部の協議会も詰めまして、県の方に具体的に事業認可の事前協議のある資料を提出するまで固めてほしいという話はしてございます。でないと、同じように変わった形で、一度町民の皆様にご報告した内容と大分変わっているんで、二度、三度変わるような報告はできませんので、あくまでも固まって県が了解していいよと、

都市計画法上いいと、町の介護保険認定の計画もそれでいいだろうというときには、協議会の方の皆さんにご了解いただく。

ただ、土地利用協議会の基本的な考え方については、福祉とか、教育とか、そういうものについては了解していただいておりますので、そのときにはっきりしたものをご報告していきたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） はい、わかりました。

次の利活用は、町長に対してちょっと質問したいのですが、前回の6月に決議文が可決されまして、町長は今後進めていくんだということだったのですが、今回の定例会の冒頭、所信表明で検討し直すと、検討すると、再検討するんだということをおっしゃいました。そして準備委員会の予算も組んであります。しかし、今のところ準備委員会が立ち上がっていないということで、今後、この準備委員会をどうしていくのか。そして、町長の考えとして最終的にどのような方向に持っていくのか、その辺だけ一言お願いします。町長。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 先ほどの答弁の中でも申し上げましたとおり、土地利用推進協議会の意見を尊重していきたい。前にも答弁しましたとおり、別に私の公約であるから何が何でも直売所をつくるんだということとはございませんので、皆さんのご意見等を尊重して、また議会のこの間の決議等も尊重して真摯に受けとめて今後対応していきたい、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） 町長の公約ではないんですか、これ。公約でしょう。盛んに言っていましたよね。公約だということで一生懸命頑張ってきたのではないのですか、ここまで。

しかし、実際に第三セクターでやるというのが、遠山町長の考えのようですけれども、こうなりますと議会がこれだけの旧利根中に対してノーと、あそこはだめだと、場所を変えてくれという決議に賛成している以上、これは例えば準備委員会を立ち上げたとしても、本当にこれ最終的に議会で通りますか。これ難しいでしょう。やはり、ここは遠山町長、はっきりと見直しも検討するということを一言言ってください。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 先ほどから申し上げておりますとおり、土地利用推進協議会の中で、また議会でいろいろなお指摘がありましたので、その状況によっては当然見直しも必要ではないかと、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） その状況によってはって、そういう状況だったんですよ。そういう状況なんですよ。そうでしょう。

土地利活用協議会の中でもあれだけの反対、見直しの意見が出たということも事実だし、議会の中でも賛成者多数で見直しの議決が通っているんですよ。これが事実なんですよ。それを踏まえた上で町長の判断を、決断を聞きたいというのが私の考えなんですよ。協議会はもう出ていますよ、議会も出ています、その上で町長の最終的な判断を仰ぎたいの。要するに協議会でいろいろ反対も出ました。その中で議会の方でも決議文が出たということで、我々議員は町民の代表ですから、議会の可決がある以上、町民全体がちょっと難しいのかなと。

その中でその場所、場所的に幾つか反対というか、見直しする理由としてあるのは、建設費が第三セクター方式となると住民の税金負担がかかるわけですよ。その辺も反対の理由の一つだし、後は旧利根中というのは高台であり非常に栄橋の交通渋滞が慢性化していると、そういう場所へ果たして直売所をつくって本当に成功するのかということをご心配しているわけです。そういう立地条件の悪さも一つの理由がある。

あるいは竜ヶ崎J A、農協との連携が非常に難しい。町長は協力してくれますと、そういう答弁をしましたね。何度も、二度言ったと思いますよ。協力してくれると。しかし、その協力というのは何を以て協力と言うのか、どういう協力をするのか。今現在、中田切に5年前ですか、直売所をやっていますね。あれと競合するような形になるわけですよ。もしつくった場合には。そういうことはあり得ない話であって、そういう面から見て非常に反対する理由として幾つかあるわけですよ。

ですから、その辺も含めて皆さんの声、土地利活用協議会の声、議会の決議文の内容等々、いろいろ含めた上で町長、今回の準備委員会の予算を組んだものの、これから本当に準備委員会いつ立ち上げるのか、まだ立ち上げていないですよ、いつ立ち上げる予定なのか、その辺、一言だけ聞かせてください。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 3月11日の震災で、その対応等で、土地利活用推進協議会の方も開いていないということでございますが、今、4年制大学の許認可の問題もございまして、10月の末までには順調にいけば4年制大学タイケン学園の許認可がおりることでございますので、その後に土地利活用推進協議会を開きまして、そこで皆さんのご意見を伺った上で判断したいと、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） それでは時間もなくなってきましたので、最後の入札問題ですね。これは、私今回2回目になりますけれども、なぜこういう問題を取り上げるのかというのは、遠山町長、大変立派なことを言って、今の方法が一番いいんだということを述べたように聞けましたけれども、実際に、これは読売新聞ですけれども、新聞を見ると非常に官製談合の繰り返しが非常に多いんですよ。なぜですか。

例えば、これは23年6月29日の読売新聞ですよ、官製談合を繰り返し、これは県の境土

地改良事務所、皆さん新聞見て多分わかっていると思います。それで非常に指名入札についていろいろ対策を練っているようですけれども、県は昨年11月入札方式を見直したと、予定価格で4,500万円以上の工事を一般競争入札の対象にしていたが、それを3,000万円以下に拡大したと、余りにも談合が多いのと。こういう状況でやっているんですよ。

もう一つ、このほかに皆さんも新聞で見ていると思いますけれども、これはつくば市です、平成23年6月21日の新聞、これはつくば市です。一般競争入札の対象をつくば市が拡大方針と、このように見出し出ています。これは、つくば市は20日、一般競争入札を行う建設工事の対象を、現行の予定価格3,000万円以上から1,500万円以上へ拡大するなど入札制度の見直しを、基本方針を発表したと、こう出ています。これは皆さん、読んで知っていますね。新聞に出ていたのですから。

こういう状況なんですよ、ほかでも。つくば市は去年の6月の市議会、これは定例会です、定例会のときに一般競争入札へ全面移行と、全面移行の決議文が可決されているんですよ。1年前に。それを踏まえて、つくば市がこういうふうな入札の方法を、方式を、制度を見直したという事例がこれ実際にあるんです。

利根町で、なぜ私がここまで言うかということ、今現在あなたの言っている入札、指名入札、これは指名委員会が選んでいるのは確かです。指名委員会が選んでいるのは確か、しかし、指名委員会は最終的には権限はないんですよ。町長、あなたの権限なのですよ、すべて。

先ほど郵便入札と言っていましたね、郵便入札。この中にも確かに郵便入札でやると公平性がたもてるような感じはするけれども、最後に何と書いてありますか。有資格者の名簿から町長が指名すると書いてあるんですよ。結局は町長の指名なんですよ、最後は。

町長、あんた何も知らないとは言わないでしょう。町長の権限で指名も電子入札もすべて町長に伺って、町長がこれでいいですよと言わない限りは事が進まないのですよ。そうでしょう。私言っているの間違っているんですか。

私が言いたいのは、なぜそういうことを平気のできるのか、平成22年度の事業、これをちょっと見てもわかるように、町長、私今これを調べている間に入札物件一覧表、これを見せてもらいました。この物件見て、私、余りにも不自然なんですよ、この入札の仕方が、入札の内容が、私だけそう思っているのかな、もし私だけがそういうふうを感じるんだしたら、私の見方が間違っているかもしれない。

しかし、この内容を見ると、具体的に言います。全部で68件入札があります。この中で3,000万円以上の工事業入札落札業者五つあります。5社、この5社、公平に選んでいますか。私から言わせれば不自然ですよ、これ。これ私の見方が間違っているかもしれない。これは正しいのかもしれない、公平かもしれない。私一人かもしれないけれども、私一人でもいいです、私はそう思うから言っているだけです。

これ5社あるんですよ。その5社、これ名前言ってもいいですよ、これ公のものですか

ら、この業者、何ですか、この業者。地場産業育成、地元優先、冗談なこと言っちゃだめですよ。これが公平ですか。私は公平だと思っていない。これは余りにも不公平、平等性が欠けている。こんなこといつまでもやっているんですか、町長。これは私、遠山町長だから言っているわけではないんですよ。これはすべて、これまでの歴代に絡んで同じことをやってきたはずですよ。なぜかという、私がいろいろな町の業者たちとお話する中で、こう言うんですよ。今回町長が変わったから、指名も入札も全く指名すらかからないよと、仕事なんか全然なくなっちゃったよと、こういう声が幾つもあるんですよ。これが公平ですか。幾らトップが変わっても、社長が変わっても、こういう事業は公平に平等にやらしてもらわないと困るんですよ。

町長は、私は知りません。指名委員会が決めたことだと、あとは業者がやっていることだと。確かに業者間の談合、これはよくないですよ。よくないけれども、私はすべて排除しようとは思っていない。談合については、これはやってはだめですよ。しかし、これはこれでとめようもないし、一般競争入札が拡大されたとしても、この業者間の談合は若干あると思いますよ。しかし、これを、この5,000万円以上という単価、去年は一つもないんですよ、これ、全部5,000万円以下で切っているんですよ。このやり方は。

業者、何ですか、この業者は。私言いたくないよ、こんなこと。選挙やるたびにこういう仕事をさせていたのでは、利根町の財源幾らあっても足りないですよ。一部の人だけがいい思いするようでは困るんですよ。そうでしょう。遠山町長だけの問題ではないですよ、これは。これまでの歴代町長も同じようなことをやったと思いますよ。そうでしょう。でもたまたま私が今議員でいる以上、遠山町長にしか言えないから、言っているだけであって、実際そうですよ。

これを町長、ここを町長の考え一つで改善して、もう少し地場産業、地元でできる仕事は地元でやるという前提に立ってやってくださいよ。だめですよ、他業者から入っているのが62点何%ですね、6割が利根町、3割、4割近くが町外の業者が入ってくると。町外、ここに入っていますけど、これ5社のうち、これ町外入っていますよね、この町外、これどこですかこの町外は、私は場所は別に言いませんよ、どこだっていいのだから、町外には変わらないのだから、それも金額の大きいところだけをちゃんと押さえるような、そういう、私が見て、これ私の見方が間違っているかもしれない。これ前提に言います。私の見方が間違っているかもしれないけれども、ここに書いてあることが正しいかもしれないけれども、しかし私は少なくともそういうふうに感じるということなんです。

町長、この辺で入札問題をもう少し、何業者あってどういう仕事をとったというのは、これは公のものだから別に言ってもいいんですけども、町長、今後皆さんだれが見ても公平だなど、平等に仕事を配分しているというような制度をつくってもら。それには一般競争入札の拡大が、今5,000万円ですから、ちょっと利根町の財政状況、大きさから言ったらちょっと金額が大きいと、守谷市など130万円ですよ。取手市だって3,000万円です

よ。5,000万円の仕事、利根町にある。そういうところから見ても、この辺の金額の格下げ、要するに一般競争入札の拡大を私は願っているんですよ。町長、その考えはあるのか、ないのか、一言お願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 私も今の公共入札制度が一番いいとは考えておりません。ただ、先ほどから申し上げておりますとおり、やはり地場産業の育成の反面、やはり競争性も必要であろうという観点から今の入札制度になって、それで入札の結果でありますから、これは。地場産業に入札業者が全然入っていないということはないと思いますので、後は入札の結果ですので、私からはそれ以上のことは申せません。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） 入札の結果ですよ。その結果を左右しているのはだれですかと、左右できるのは、その権限があるのはだれですか。左右したとは言わないよ、私はそこまでは言わないです。左右できる人間はだれですか。

あなたですよ。自由になる人があなたしかいないの。それを一般競争で自由に参加させて自由に競争させると、そうしなさいよ。できないんですか、それ、嫌なんですか。今の制度でどこまでも行こうというのですか。その考えは全くないんですか、聞かせてください。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 先ほどから申し上げておりますとおり、競争性と地場産業育成というのは、これ表裏一体でございますので、今の段階ではこれ以上の検討をすることはないと、そのように考えております。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、今の入札制度が一番いいと、そのようにも思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） この話、幾らやっても町長はその気がないんだったら、ないんだったらこれは町長の権限ですから、好きな業者をやろうと何しようと、私はしようがない。しかし、これは公平、公正な立場で、地場産業、地場産業って二言目には地場産業と言っているくせに、本当に地場産業なのですか。違うでしょう。よその地区から入ってきて、何が地場産業ですか。地場産業というのは地元にいる業者でしょう。違うの。よそから来た人が地場産業じゃないでしょう。そんなきれいごと言っちゃだめですよ。

現実にこれだけ大きい仕事をとっているのですから、この辺をもう少し改革の余地があると、私はそう思いますから、町長は今の制度が一番いいとは思わないというのですから、要するにもう少し制度改革を考えてもらいたい。私がそうお願いして、私の質問を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 高橋一男君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

午後 3 時 0 9 分休憩

午後 3 時 2 0 分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3 番通告者、10 番若泉昌寿君。

〔10 番若泉昌寿君登壇〕

10 番（若泉昌寿君） 皆さんこんにちは。これから私、若泉が一般質問をさせていただきます。きょうは傍聴の方が大変多く来ていただいておりますので、大変ありがとうございます。

3 月の 11 日に大震災が起きまして、大変利根町も被害をこうむっております。その中で今回は 9 名の方が一般質問をやりますが、その中で放射能関係、多数行います。

また、先ほど高橋議員の質問の中にも入っていました旧利根中学校の農産物直売所、その件に関しても 3 名の方が今回やることになっております。私もその中の一人でございます。それでは、一般質問をさせていただきます。

まず 1 点目ですが、旧利根中学校跡地利用につきましては、先ほど高橋議員が質問いたしました。それで、町長の答弁はすべて伺っておりますので改めて答弁はいただきません。そのかわり、高橋議員に対しての答弁を参考にいたしまして、私の考えを質問しますので、一問一答方式でやりますからよろしく願います。

それでは 2 点目、通学路につきましてお尋ねをいたします。

布川小学校通学路に指定されている取手東線、布川 2828 番の 5 番地先の歩道の拡幅について、現在の状況はどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

もう一つですが、同じく布川小学校通学路に指定されている四季の丘 2 丁目を通りまして谷原地区を抜けていく町道 2273 号線の拡幅工事の計画は、現在どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

一応答弁といたしまして教育長のみになっておりますが、やはりこの利根町の最高責任者であります遠山町長に対しても、この点に対して答弁をお願いしたいと思いますので、よろしく願います。

議長（五十嵐辰雄君） 若泉昌寿君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、3 番通告、10 番若泉議員のご質問にお答えをいたします。

通告書では教育長答弁となっておりますのですが、きょうここで町長とご指名をいただきましたので、私の方から答弁をいたします。

布川小学校通学路に指定されている取手東線、布川の2828 - 5番地の歩道の拡幅についての現在の状況はとのご質問でございますが、議員ご指摘の布川小学校通学路に指定されている取手東線、布川2828 - 5番地歩道につきましては、幅員が大変狭く、町から竜ヶ崎工事事務所に対して拡幅の要望をお願いしてきたところでございます。現在も相続の件で用地が確保できないと聞いております。今後も竜ヶ崎工事事務所への早期の改修をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、布川小学校通学路に指定されている四季の丘2丁目を通り谷原地区を抜けていく町道2273号線の拡幅工事の計画は、現在どうなっているかとのご質問でございますが、教育委員会では、布川小学校通学路に指定しております町道2273号線については、道路管理者の都市建設課に拡幅工事をお願いしているところでございます。

しかしながら、地権者の同意が得られていないということでございまして、現在、用地の確保が難航していると聞いております。早期の改修ができればと願っているところでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） それでは、まず、農産物直売所の件に関しまして、高橋議員に対しての答弁をもとにして再度町長に質問させていただきます。

きょうは、先ほども言いましたけれども、後ろには多くの傍聴の方が来ております。それだけ町民の方は関心を持っていると、私はそのように認識しておりますので、なぜ旧利根中学校跡地に農産物直売所は似合わないのか、それを簡単に説明させていただきます。

まず、旧利根中学校、あそこは大変に交通渋滞がひどい、それは町民の皆さんもご存じだと思います。さらには農協と町がタイアップしてやると、そういう町長の話でございしますが、現在のところは農協さんも余り乗り気ではない、それが第2点目。それから、町長は地場育成、それから、町民のためにつくるんだと、そのように申しておりますが、現在の利根町で野菜等あそこへつくった場合、搬入できるだけの農家の方がいるかと申しますと、なかなかこれは現在のところいない。ですから、利根町の農産物であそこに直売所ができたとしても賄えるかということは大変難しい。ということは、地場育成にはならない。

さらには、今の計画でいくと、約2億1,000万円、そのくらいかかる予定でいる。それだけのお金をかけて農産物直売所をつくって、果たしてどうなのか、そういう疑問点がありまして、6月の定例議会、我々議員の中で旧利根中、あの場所にはちょっとだめだよという決議を出しました。それで賛成者が8名、反対者が3名ということで可決されていたわけでございます。そういうことで、我々はあの場所には農産物直売所は似合わない、ちょっと無理だということで、町長に対して、我々はぜひとも見直していただきたいということでございます。

先ほど高橋議員の質問に対して町長は、私が公約したからつくるのではない、そのように言っていましたね。しかし私は、町長の公約、2年前に町長選で公約を掲げて、あそこ

につくるんだと、それをもとに町長は土地利活用推進協議会の中で、私はこういうものを旧利根中につくりたいんだと、恐らくこれは言っていると思います。私はその推進委員会の委員でないですから、その中まではわかりませんけれども、町長はそういうことを推進協議会の中へ話しとして持っていったと思います。

その協議会の中でいろいろ話し合っ、最終的には、ではあそこにつくろう、そういう結論が出たわけでございます。ですから、我々、特に前回私も質問しましたが、旧利根中は無理だよ、いろいろ考えて無理だと、ですから見直していただきたい、いろいろ私は質問しました、町長に対して。町長の答弁は、あなたは今後は準備委員会を設置して、その中ですべてやっていくと、そのようにはっきり答弁しましたね。

私思いますのは、土地利活用の推進協議会6回開きました。委員の皆さんにお金を払って、その中で決まったものは決まった、それは結構ですよ。しかし決まったものを今度、推進委員会で作ろうよと決めたことに対して、今度は準備委員会を設置して、また新たに検討するというのは、これは何ですか。

私、答弁要らないと言いましたけれども、その推進協議会の重さということで質問してあります。町長、協議会の中で決めた重さというか、それはどのように考えますか。答弁をお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 土地利活用推進協議会の諮問の重さというのは、大変重いものだと認識をしております。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 今、町長は、協議会の重さ、十分認識していると、町長、利活用推進協議会の中でこの場所はこうにしましょうよ、ああいうふうにしましょうよ、それを決めたわけですよ。それで一応決まったのですよ。ですから、土地利活用の会議の中では6回開いて、それで旧利根中には農産物直売所をつくろうということで決まったのですよ。それで準備委員会というのをつくろうと決まったんです。それで準備委員会を設置して、その中でつくることが前提ですよ。準備委員会の中でまた結局、利活用の中でつくると決まったのですけれども、まだ新たに準備委員会つくって、そこでまた結局いろいろと検討するのですか。答弁をお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 土地利活用推進協議会で決まったことに対して、その準備委員会というのは専門家を招いて、その専門家の中で直売所をやって、それが成り立っていくとか、また、どういうものを置けば利益につながっていくか、そういうもろもろの専門家に委員になっていただいて、そこで協議をしていただくということでございまして、先ほど農協の方では反対しているというお話もありましたが、農協の方でも、もしつくるのであれば委員は出しますというような協力意見もいただいております。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 町長、あなたの土地利用の協議会の考え方、それから、私の考え方は違うんですよ。私は、やはり土地利用推進協議会、その中でこの土地はどういうふうにしていこうか、ああいうふうにしていこうかと、それを協議したのでしょうか。それで、旧利根中は農産物直売所をつくるということで決まったわけでしょうよ。

その決まったことに対して、準備委員会というのは、いろいろとそれに対して、開設するに対していろいろと決めるというのは、それが準備委員会じゃないんですか。私はそう思いますけれども、町長、違いますか、答弁をお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 先ほども申し上げましたとおり、6月の議会で、直売所についての建設については考えるべきではないかという決議文が出ましたので、それで、その意見を真摯に受けとめて、尊重して、それでまた土地利用推進協議会の方に、議会ではこういう決議文になっているんだけどもということで、10月の、先ほども申し上げましたとおり、タイケン学園の許認可がおりた後で土地利用推進協議会を開いて、今の状況を説明して、再度意見を聞くということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） では、協議会の中身とかそういうものはこちらへ置いておきまして、先ほど高橋議員の質問に対して、準備委員会をいつ立ち上げるんだということで、それも答弁できなかった。今、町長が言っていましたように、改めて土地利用推進協議会の中でもう一度検討すると、そういうことですよ。今そのように答弁しましたよね。

では、土地利用協議会の中で再度検討して、それで旧利根中のところに農産物直売所をつくるのか、それともまだ準備委員会をその中で立ち上げて進めていくのか、どちらなのか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 先ほどから申し上げていますとおり、土地利用推進協議会の意見を尊重していきたい、そういうことでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 本来なら準備委員会は設置されているところでございますが、準備委員会も立ち上がらないと、そういう感じでございます。では、その土地利用推進協議会、それは今の予定ではいつごろ。さっき10月、10月と言っていましたけれども、タイケン学園が文部科学省に果たして認可されたか、される後なのか、その前なのか、その辺をちょっと答弁、協議会の開く日程。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） タイケン学園の許認可、文部科学省でおりる予定が10月ということでございますので、その許認可がおりた後、開きたいと、そのように考えています。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） では、そのタイケン学園の文部科学省の認可がおりる、おりないと、この旧利根中学校の農産物をつくるのと、何の関係があるのですか。

以前町長は、別にタイケン学園が来ても来なくても直売所とは関係ありませんと言っていますからね。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 今回は3月11日の震災の復旧等々いろいろと、この間も利根中学校跡地、布川小学校跡地にタイケン学園で来て、いろいろ伐採等やっていますので、見てきております。

また、一つの区切りとして、やはり一つが片づいた後にもう一つに向かっていくというのが私の考えでございますので、そういう点からタイケン学園の一つの許認可という区切りがついた後に、今度その土地利活用推進協議会を開いているいろいろとご意見をお聞きして方向性を決めたい、そのように思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 今、突然3月の大震災が起きたからって、そういう言葉も出ましたね。町長、そういう考えがあるんでしたら、最初からそのように答弁してくださいよ。3月11日の大震災がありました。利根町もいろいろな問題を抱えました。ですから、今のところその推進協議会を開く機会もなかなかありませんとか、時間もありませんとか、そういうふうに最初からちゃんと答弁してくれれば、私もしつこくは聞きませんよ。

私は、震災と今の旧利根中農産物と、それは一緒に考えていませんから、震災は震災ですよ。農産物直売所が計画されている、それはそれなんですよ。ですから、そういう考えだったら、ちゃんとそのように答弁してくださいよ。そうすれば私だって納得しますよ。

ということになりますと、土地利活用の協議会が開かれるのは10月以降ということになりますよね。それで、その中で再度検討して、旧利根中に農産物直売所を開設するか、しないかということは、その後に決まると思いますが、本来は私、この9月の定例会でこの話は何とか決まるのかなと思っていましたよ。ですから、6月のときに町長の答弁がすべて準備委員会の中で検討する、準備委員会で検討する、そういうことでしたので、じゃあこの9月にも質問させていただきますと、そのように6月に言いました。ですから、高橋議員も今回質問したんだと思います。

そういう考えでしたら、私また12月も質問させていただきますので、12月にはきちんとした答弁ができるように、町長、よろしくお願ひしたいと思います。

では、農産物直売所はこれで、あとは何度言ってもしようがありませんので、後は控えて、今度は通学路の問題、そちらの方に移りたいと思います。

取手東線の2828 - 5番地のところですが、先ほど町長の答弁で言いましたように、残念なことに名前は出しませんけれども、あの一角は相続の問題でなかなかできない、これは

私も重々承知しております。重々承知しておりますがですよ、町長、あの場所を布川小学校の通学路として指定したのは、どうなんですか、答弁をお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

教育長（伊藤孝生君） 取手東線2828 - 5の歩道についてですが、これは地域の皆様方、それから、当然学校の職員、そしていろいろな関係者の方々と協議して、教育委員会があそこを通学路と指定しております。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 今の教育長の答弁ですと、いろいろな方の意見を聞いたり、話し合いをしたり、それで教育委員会が最終的に決めた、そういうことですね。

それに対して、この指定するに当たって、遠山町長は全然関係ないのですか。答弁をお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） この教育委員会でいつごろ指定したかということも、多分太子堂小学校ができたころに保護者の皆さんのご意見等を伺ってということであろうと思うのですが、町の方として、この通学路を指定したことに対して云々ということは、その記憶はございません。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 町長、あなた利根町の長なんじゃないですか。学校の通学路、子供たちが、通学路というのはだれに言わせてもあれでわかるでしょうけれども、子供たちが家から学校まで安心して行かれる、そういう道の指定というのが通学路じゃないんですか。

それで、私は太子堂小学校のときに指定されたのか、それわかりませんというのはどうなんでしょうね、町長、長として。私はそれはおかしいと思いますよ。

先ほど高橋議員の入札問題でも盛んに言われていましたよね。利根町の代表、最高責任者は町長、あなたじゃないのですか。大事な小学校の通学路、それに関して全然私よくわかりませんという、それは私はないと思いますけれども、長としてそういう認識でいいのかどうか、答弁をお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

10番（若泉昌寿君） 町長をお願いします。議長。町長の考え方をお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） では取り消しまして、町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 私の言っているのは、通学路に指定されているのは知っていますが、いつごろ指定になったかということとはわからないということだけを言っているだけで、通学路で使用しているということは、当然わかっております。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 議長、私、町長と言っているのですからね、町長をお願いします

すって、答弁お願いしますと言っているのですから、それはちゃんと守っていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

今の答弁で私も少し納得します。

改めて質問しますけれども、では今問題になっているこの場所、この場所は町長、これは県道なんですよね。県道ということは竜ヶ崎工事事務所、要するに茨城県なんです。それで、その場所を利根町の教育委員会なら教育委員会でもいいですよ、そこが通学路として指定したのですよ。指定したんです。それで、指定はしましたけれども、あその一角だけが大変に狭い、はっきり言って一番狭いところは70センチ前後あるかないか、そんなものです。子供1人が通れません。

ちょっと余談になるかもしれないけれども、町長、教育長、あそこ、あの場所、自転車であつと通ったことがありますか。怖くて通れませんよ。ぶつかりそうで、それほど狭いのですから。子供があそこを2人か3人で、その前後は広いですから、2人か3人で来ますよ。あそこになったら一人一人しか通れないんです。ですから、我々は、高橋議員もちろん私もそうなんですけれども、何とか改善してもらいたい、それを何回もお願いしているのです。

それで、先ほどの町長の答弁、工事事務所の方をお願いしてあると。ただお願いしたのではだめなんです。あくまでも町が指定したのですから、通学路として、ですから、県の方にやってもらうのですけれども、町が積極的にやらなければ、いつまでたっても、県だってそうそうやってくれませんよ。そう思いませんか。

現にこれ、何年かかっています。相続の問題が恐らくもう4年くらいは経つんじゃないですか。その間、利根町として、教育長でもよし、それから、町長でもいい、竜ヶ崎工事事務所へ積極的に何回くらいお願いしていますか。町長、その辺、お願いします。

これはどちらでもいいです。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

教育長（伊藤孝生君） 竜ヶ崎工事事務所の方では、何回という回数はちょっと覚えていませんが、私、布川小学校の校長時代からいろいろとお願いに上がっております。

最近では地震によって通学路の、取手東線の2828 - 5の歩道が通行禁止になりました。これは議員ご存じのことだと思えます。

理由は、家のがわらが落ちてけがをする可能性があるということでございまして、そのとき、竜ヶ崎工事事務所で家がわらの復旧工事をしてくれたということを伺いまして、これはお礼を兼ねて、当然道路管理者の都市建設課長の了解を得まして、通して直接竜ヶ崎工事事務所の課長と、これ当然学校教育課長も一緒に要望しております。

この歩道以外にも、特に県道関係で旧布川小学校の馬場、東あたりから、そのあたりの県道、非常に交通量が多いのに歩道が狭いと。

10番（若泉昌寿君） 教育長、それは別問題だからいいです。

教育長（伊藤孝生君） わかりました。

そういうことで、つい最近行っております。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 教育長、私は今これから話すことは、話さないつもりだったのです、この公の場で、でも教育長がみずから今言ってしまいましたので、私言います。

震災のときに、その問題になっている家のかかわら、通りの方のかかわらが、ぐしですよ、破壊しまして今にも落ちそうになったのです。そういう状況だった。私、町の方へ、だれとは言いません、町の方へ2回行きました。何とかしなければしょうがないよ、何とかしなければしょうがないよ、町はその間は通学路になっているところを閉鎖しておりました。閉鎖しておりました。私、本当に町の方へ2回行きましたよ。

それで、町の方の答弁は、なかなかね、やっぱり相続問題とか何かでなかなか、これも竜ヶ崎工事事務所でも困っているんですよ、そういうことでした。

しかしながら、私は通学路、狭いところ、今度そこを閉鎖して別な、その間、通学路どこへ持っていったか、四季の丘の方を通ったと思うのですが、そのようにしておりました。でも私見ていられなくて、ある人をお願いしました。それで工事事務所の方に行っていたいて、次の日にちゃんとやってくれましたよ。

私、こういうこと言いたくなかったです。今、教育長がそのようなことを言ったから、ですから、なぜ私こういうこと言ったかということは、もっとその場所を通学路の指定をしているのですから、管轄は工事事務所、これは茨城県かもしれません。どんどん行かないやだめなんです。その積極性というか、それがいいんですよ、この町。町長初め教育委員会もそうなんでしょうけれども、ですから、私はそういうところを言いたいのですよ。

年に1回、2回行ったってなかなかやってくれませんよ。実は私この問題で、この一般質問をやることになってから工事事務所へ行きましたよ。その前も行っていきますけれども、それで用地課長と約1時間いろいろ話しました、この件で。本当に困りましたよね、相続問題で今17名ぐらいいるそうですね。ですから、その17名の判こをもらわないと、あそこは壊すことができない。それは私もわかっているんです。ですから大変難しいんだと、しかしながら、この問題をこのまま放置しておいていいのか。いつになったら解決つきませんよ。

そこでお聞きしますけれども、町長、この問題、どういう方法をとったら、せめて通学路の用地だけ広げることができると思いますか。答弁をお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 先ほど今回の件については私の方には報告がなかったもので、後から若泉議員がそういう形でやっていただいたということで、若泉議員にお礼を言った経緯がございます。

どうしたら解決するかと言われても、相続が解決しない限りはちょっと今の時点では無

理かなと、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 私が行って、若泉にお礼とかそういうことじゃないんです。そんなのは関係ないですよ。解決すればいいことなんですから、物事は。

それで、今、どのような方法をとったならばあの全体を壊さないでも通学路が確保できるのか、それをお伺いしましたよね。私もこれは先日、用地課長と本当に1時間、いろいろ相談しましたと言いましたけれども、全くそのとおり、いろいろな点で相談しました。打開策が一つありました。

あの家を壊す、車庫を壊すということは、16名の相続人の判こをもらわなければ、これは取り壊すことはできないのです。できないのです。ですが、ですがですよ、車庫の隣、ブロック塀を回ってフェンスがあるんです。あのブロック塀を外すだけで確保は1メートル以上もなるんです。子供たちが2人楽々通れるようになるんです。それだけ確保すれば十二分に通学路として通用する、私はそう思いますよ。

では、そのようにするにはどうしたらいいのか。それは、16名の相続人の方がいますけれども、この件に関しましては利根町にも相続対象の方が住んでいます。利根町にも何人もいますよ。その1人の方が、どなたでもいいですから、1人の方がそのブロック塀くらい、それくらい壊すんだっいたらいいですよと、それはやりますよと、その返事さえもらえば、あとは関係ない。壊せます。それは、壊せるたって、竜ヶ崎工事事務所の方では壊せませんよ。町も壊せませんよ。そこをお願いして、あとはだれかお手伝いしながら、そのブロック塀を取り外せば、1メートル以上の通学路が確保できるんですよ。

そういう打開策というか、そういうものを町として真剣に考えてもらわなければ、ただ相続人が16名いるから、あそこは相続で判こもらなければ無理なんだよと、じゃあ竜ヶ崎工事事務所へ行ってお願いしますよと言うと、竜ヶ崎工事事務所だってなかなか難しいよ。そういう答えなんでしょう。恐らく教育長もそんな感じだと思いますよ。

ですから、もっと、私先ほどから言っているように、もう少し真剣に考えるんですよ。どうしたら結局打開ができるかと、そういうことをしっかりとやってもらいたい。私はそう思いますよ。

そこで、今私その打開策の一つとして言いましたけれども、利根町にも相続する方は、正確に何名いるかわかりませんが、1人や2人ではありません。そういう方たちとお話をして、そのブロック塀を取り外すだけで確保できますから。

それともう一つ、歩道と車道の間には縁石がありますから、一つは長い縁石、あれは2メートル以上、3メートルくらいあるのかな、その手前に約1メートル弱の縁石があります。そのところが一番狭いのです。それは工事事務所の方をお願いして、それを取り外すか、もっと布川寄りの方へ移動してもらえれば、1メートル以上でなくて、2メートル以上の通学路が確保できますよ。

そこまで、やっぱり教育委員会なら教育委員会の方でもう少し現場を見て、どのようにしたらこれはなれるのか、考えてもらわないと困ります。

それともう一つ、今、雑草というのはどんどん伸びますね。私も雑草のように強くなりたいです。しかし残念ながらそこまで強くなれませんけれども、今残念なことにブロック塀の上にフェンスがあります。それでこっち側に歩道と車道の縁石があります。さらに、邪魔しているのは雑草が伸びてフェンスのところまで、このくらい出ています。ですから、なおさら狭くなっています。これは、教育委員会でも学校教育課でも、その現場を見れば、この草を取ってあげるだけでも20センチから30センチは余裕ができるんですよ。そういう現場の視察をしながらどのようにしたらいいのか、そういうことも考えていただくのが町としての義務ではないですか。私、そう思いますよ。

ぜひ、きょうとは言いませんけれども、あしたでも現場見てください。私の言ったとおりに雑草が伸びていますから、20センチぐらい塀にはみ出していますから。

それはそれでいいとして、ですから、先ほど言いましたように、打開策の一つとして、これは1人の方、1人の方がオーケーしてくれれば、それでフェンス、ブロックは取り外すことができますから、町として、町長でも結構です。教育委員会の方でも結構ですが、それを今後取り組んでいっていただけるのかどうなのか、答弁をお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

教育長（伊藤孝生君） その辺につきましては、道路管理者とよく相談して、可能ならばそういう方法を進めたいと思います。

また、もう一つ、通学路の変更ということも考えられます。あそこは地震のときに、手前のマツモトキヨシ前の信号前の道路より四季の丘2丁目、それから、谷原を抜けて町道227号線を通って学校に向かうと、このような通学路もございます。これは馬場、東、布川台、八幡台地区の児童約50名がそこを現在関係しております。その辺も道路工事の方の管理者との話し合いとともに、教職員、保護者それから、ボランティアの方々とも相談して、また徹底した登校指導を行いまして、その辺を検討していきたいと思っております。

それから、先ほど現場を見ていないというお話でございましたが、9月1日に始業式がございまして、私、この223号線とここのところ、2828のところ、歩道の方を見てまいりました。確かに議員ご指摘のとおりでございました。その辺も十分注意していきたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 道路管理者とよく相談してということですから、ぜひ早急に竜ヶ崎工事事務所の方へ行って、私は用地課長と話しました。それはどなたでも結構ですから、よく検討して、打開策の一つとしてそのようにすれば、1人の方の判こというか、了解をいただければできるのですから、ぜひ検討してみてください。

それともう一つ、教育長、今言いましたよね、私、先ほどから通学路に関していろいろ

と話をしているのですよ。そうしたら今、突如として通学路の変更を考えていますと言いましたよね。なぜ冒頭にそれを言ってくれないんですか。私が教育長でしたら、質問されて教育長でしたら、実はあそこは相続の問題とかいろいろな大変なことがあって難しいのですよ、ですから町としては通学路の変更を考えていますよと、そのように言ってくれば、私、こんなこと言わなくてもいいんじゃないですか。ちょっと言葉が遅いのではないかと思います。

ですから、これからもそういうことは早目に、その考えがあるのでしたら、早目にお願いしたいと思います。

時間もなくなりますので、次はもう一つの通学路につきましてちょっと質問させていただきますが、この問題、この問題は特に高橋議員が以前から質問もしていますし、取り組んでいる問題です。私もそうなのですけれども、町長の答弁ですと、地権者の方の反対があって、都市計画の方ではそういうお話でした。町長は全くさっきの答弁、他人事みたいな答弁なんですよ。都市計画の方ではそのように言っています。地権者が反対しているからと、そのような答弁をすると、町長あなたはとまた来るのですよ。

あなたは、この町の最高責任者でしょうというの、何事にあっても、あなたの判こがなければ、結局はあなたの言葉が、やりなさいとか、だめとか、そういう言葉でみんなそれはどうにもなってしまいますのですよ。それが先ほどの答弁は、そのような地権者の反対がありますからと聞いていますと、聞いていますじゃないんじゃないですか。だから町長にこれの答弁を求めても詳しいことはわかりませんので、私、予定はないのですけれども、申しわけないのですが、飯塚都市建設課長、その状況を答弁お願いします。

短くていいですから、どういう状況かわからないんですもの。

議長（五十嵐辰雄君） 都市建設課長飯塚正夫君。

都市建設課長（飯塚正夫君） 状況ですか、町長が答弁したとおりですが、実際にあそこの現況と言いますと、実際に平均大体2メートル前後、そのわきの水路がありまして、そこを通学しているという状況でございます。

私、1時間程度何回か行っていますけれども、車は1台も通っていません。そういう状況の中でお話あったように、前から予算にもものっていましたので、地権者の方に何回かアタックしております。ただ地権者が、測量もさせないといった言葉ですか、地権者の関係で測量もできない、なおかつその方が言っているのが、車を通すための拡幅は必要ないと思っていると。人が通るだけだったらあの幅で十分だということで、地権者の境界の話とか、いろいろなものを含めて、今現在、あそこの地区、大体お一人の方が両サイド持っています、その方の同意を得られないというか、調整ができないという状況でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 通学路として指定して、それで実際に拡幅工事の話を持っていたならば、地権者の方1人が反対で測量もさせたくない、そういう状況だから今は

できないんだと。

私、前にも質問しました。それで、地権者の方、反対しています。それも聞いております。それならば、あの通学路として指定されている道路は狭いんです。普通車はなかなか無理ですね。通れないことはないですけども、軽自動車を通れる、また、普通の農業用のトラクターの小さいのなら通れますね、耕運機とか。

それで、朝の登校時間、それから、下校時間、それはその間だけ通行どめにしたらどうなんですかと、私、そういう質問をしましたよね。これは教育委員会ですけども、それはできませんと。地権者で反対している人が1人いるから、それで拡幅もできませんという事は、あれから1年以上たっていますよね。全然進展もなければ何も定まっていない、そういうことなんです。

私思いますのには、何やるにしても、すべてが賛成というのはいないと思うのですよ。どういう事業をやるにしても、ましてやよそさまの土地を売っていただくとか、借りるとか、そういう場合は必ずこれは全員が賛成者はいないと思うのです。必ず反対はいます。今までの利根町のいろいろな事業を起こした中でも、そういうことはありますから。ただ、町がこういう事業をやりたいんだよ、ここを通学路にしたいんだよ、そのように町が決めたわけですよ。地権者の方たちが決めたわけではないのです。町が決めた以上は、それができるように向かっていくのが町の考えじゃないですか。ですから、これは都市計もそうだと思います。その前に、町長は通学路には関係なくて立ち会っていないと思いますから、教育委員会の方で決めたと思います。

では、教育委員会が決めたなら、教育委員会、教育長が真剣に、教育長は真剣にいつもやっていますけれども、もっと積極的に地権者の反対する方と話し合うべきなんです。それでなおかつ納得してもらえなければ、やはり最高責任者は町長なんですよ。町長が言うことは、これは納得していただくように話し合わなければいけないと思いますよ。

ただ反対しているからそれで終わりでは、何事も解決しないと思います。何度も何度も頭下げて、何度も何度も結局は相手の方にわかってもらえるように、先ほどの飯塚都市建設課長の話では、人が歩くだけだったら今の道路で十分だと、それは反対している地権者の考えでしょう。しかしながら、あそこは田んぼがあるわけです。畑も多少あります。ということは、農閑期でなく農繁期のときには、今まさしく農繁期になりましたね。稲刈りとか、朝早くからトラクターとか稲刈り機械とか軽自動車、そういうものが通ることはあり得るのです。その登校時間、下校時間、その時間に通学路にぶつかった場合は、では子供たちはそのまま真っすぐさっと通学できますか。できないから、結局、通学路として町は考えたのでしょうか。教育長、そういうことなのでしょう。ですからそういう農繁期のとき、軽自動車でもトラクターでも何でも通っても、子供たちがそれに関係なく1列くらいでも何でもいいですけども、通学できるような、そういう拡幅工事をするために通学路を拡幅するという事で計画を立てたわけでしょうから、だから、現在それでは何も進展

していないでしょう。

その間、結局登校、下校時間は通行どめ、それはできない。じゃあ地権者の反対がいるからそれもだめ、それでは進展がないんじゃないですか。

町長、どう思いますか、私今こうやって話をしていますけれども、地権者の方が、反対の方がいる場合、教育長が行ってもだめ、らちが明かない、そのときはだれが行くべきですか。私は町長が行かなければいけないと思うのです。それで、よく反対している地権者の方に納得していただけるようにお話し合いするのが、町長、あなたの役目だと思いますけれども、そのことに関して答弁をお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） この通学路2273号線の拡幅については、私も教育長も飯塚都市建設課長もいろいろと対応をしたところでございます。

ただ、先ほど飯塚都市建設課長の方からのお話でも話があったように、道路と個人の土地の字界もはかれないという状況でございまして、道路の反対側にある土地の方が協力していただいたとしても、その反対している方の字界が出ませんので、こっちの協力もいただけないという状況でございます。

それで、はっきり言って、来ないでくれと言われました。そんなような状況でございますので、来ても行き会わないという状況でございます。若泉議員も議員として行ってもらえれば状況がつかめるであろうと思います。そのような状況でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 町長、私、行くのは簡単ですよ。行くのは簡単ですけども、私行っても同じは同じです。教育長、都市計の課長、行ってもそういうふうに言われるのですから、ですから、私、先ほどから言っていることは、教育長が行ってもだめ、じゃあ最後に出るのはだれなのかという、町長、あなたでしょうと、それを聞いているのですよ。違うんですか。

私行くのは簡単ですよ。もし、もしですよ、そんなことあり得ませんけれども、私行ってオーケーもらったらどうするんですか、あなた。町長としていられます。そんなことあり得ないと思いますけれども、でも町長、あなたは利根町の最高責任者だからもう少し考えてもらいたい。

それと、教育長、取手東線の今の通学路指定されているところ、その見直しを考えていると言いましたよね。その見直しを考えているということは、もしかして、今私が述べているそちらの方へ行くんですか。そちらへ行ったらなおさら大変ですよ、あなた。今度生徒数が多くなるのですから、そうしたら何でもかんでも今度そちらの方、私が今質問している場所、打開策を見つけるしかないですよ。その変更の予定地というのは、通学路はどこなんですか。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

教育長（伊藤孝生君） 実は地震のときに、仮に通行どめになったときにその道を通るといことで、現在はまたもとに戻してあります。あそこは50名ほど、そちらの布川小学校の前のところは約120名の子供たちがいますので、当然二つ合わせれば200名となりますので。

それから、また距離的にも遠くなりますので、今のところは現在の場所でいいのかなと考えております。

それから、もう一つ、先ほどの地権者の。

10番（若泉昌寿君） それは質問していません。

教育長（伊藤孝生君） いいですか、はい、わかりました。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 要するに、教育長、その変更というのは、今私が質問しているところですよ。そうしたら、教育長、よく考えてくださいよ。今よりひどくなるんですから、向こうへ変更するんでしたら、何としても今の地権者の反対、いてもいなくてもそれは真剣にやって、向こうの通学路の拡幅工事をやろうと、そのように考えなければ変更なんてとんでもない話ですよ。その辺はよくわかると思います。

ですから、教育長、ただ変更、そちらの方へ見直そうかなと先ほど言っていましたけれども、ええっと、私、思いましたよ。そちらへ変更したら大変ですよ。

どちらにしても今の通学路、取手東線、そちらの方だっで打開策というのはある程度見つかったのですから、それを工事事務所とよく話し合って、何とか利根町にも相続する方が何人かいるのですから、その人に当たって、その人の了解を得れば、ブロックとフェンスをとれば何とかなるんですから、そうすれば、今の通学路として通用できますから、それが一つ。

それと、もし取手東線の通学路の方を変更して向こうへ持っていくという考えでしたら、これは何としても拡幅工事ができるようにやらなければだめですよ。それだけ言っておきます。

残りはいいです。町長の答弁は結構ですから、大体わかりましたから、終わります。

〔拍手する者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） ご静粛にお願いします。

若泉昌寿君の質問が終わりました。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

明日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

午後4時18分散会